

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例並びに岩見沢市家庭的保  
育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例の概要

## 第 1 改正の趣旨

- (1) 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 1 条関係）

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 8 6 号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

- (2) 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 2 条関係）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 8 号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

## 第 2 改正の内容

- (1) 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 1 条関係）

運営規程の概要等の重要事項について、従前から求められていた掲示に加え、ホームページ等により公衆の閲覧に供することを義務化する。また、書面の交付又は提出について電磁的方法で行う場合の記録媒体について、媒体の種類を示さないよう変更する。

- (2) 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 2 条関係）

満 3 歳児の職員配置基準を、従前の「おおむね 2 0 人に 1 人」から「おおむね 1 5 人に 1 人」に変更する。また、満 4 歳以上児の職員配置基準を、従前の「おおむね 3 0 人に 1 人」から「おおむね 2 5 人に 1 人」に変更する。

## 第 3 施行期日

公布の日

## 岩見沢市条例第18号

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例並びに岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例並びに岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

(岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。